

特記仕様書

事業番号 令和8年度 第4-2号
事業名 保育事業
事業場所 長浜市高月町洞戸
工種区分 森林整備B

- 第1条** 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書」（令和7年10月滋賀県）（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和7年10月滋賀県土木交通部）（以下、「付則」という。）によるものとする。
- 第2条** 本工事の施工にあたっては、『森林整備事業請負契約約款』（以下『約款』という。）、『治山事業における森林整備施行要領』（以下『要領』という。）および『「治山事業における森林整備施行要領」の運用について』（以下『運用等』という。）を遵守すること。
- 第3条** 受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（雇用証明書等の写し）を現場代理人等届に添付して提出すること。
- 第4条** 表題に記載した工種区分により、約款第10条により設置する専門技術者は、要領第7条および運用等第11項に定める資格を有すること。
- 第5条** チェーンソーを使用する場合は、労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格等を有している者（労働安全衛生規則第36条第8号の2 特別教育の修了者を配置すること。また、チェーンソーは、労働安全衛生法第42条の規定を満たした規格のチェーンソーを使用するものとする。また、刈払機を使用する場合は、刈払機取り扱い作業員に対する安全衛生教育を受けたものを配置し、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について』（昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用すること。
- 第6条** 「土木工事施工管理基準 治山・林道編（令和5年4月 琵琶湖環境部森林保全課）」（以下「施工管理基準」という。）に定める各種別の工程において「適期がある」と記載されているものについて、施工適期を逸することなく施工を行うこと。また、当該特記仕様書に定めがない場合、着工前に監督員と協議し施工適期を確認すること。
- なお、地形条件や気候等により当該特記仕様書に定める施工時期が適切でないと判断したときは、監督員と協議し調整を行うこと。

第7条 「治山事業における森林整備管理基準」に定める各種別の出来型測定基準において「プロット調査による。もしくは全数管理」と記載されているものについて、当該特記仕様書に「プロット調査」もしくは「全数管理」の定めがない場合、施工前に監督員と協議し管理方法を確認すること。

第8条 本工事は、発注者が完全週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休2日）工事である。完全週休2日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休2日取組指定型工事実施要領」に基づき、実施すること。
受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
取組の結果、完全週休2日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。
なお、提出された施工計画書が完全週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

第9条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとし、下記に詳細のない内容については、共通仕様書に沿うものとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-1-16 設計図書の変更

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。

（2）その他事項については、下記の県ホームページにて示す事項を遵守すること。

（県ホームページURL）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/328078.html>

（3）受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所、基準日を明示すること。

（4）真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

（土木工事設計変更ガイドライン）

設計変更等については、契約約款第18条から第24条および共通仕様書共通編1-1-1-15 から1-1-1-17 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。

なお、「土木工事設計変更ガイドライン」6.（5）に記載のとおり、施工途中において、正式な書面によらない事項（口頭指示のみの指示・協議等）については原則として設計変更の対象としない。

1-1-1-25 施工管理

（1） 施工管理基準（下記ページ）によること。なお、各調査の調査項目は下記による。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

種別	測定方法	調査項目
本数調整伐	実施本数に対し、全数管理	面積、本数、直径

※ 調査項目については、上記に定めるほか別途監督員が指示するものについても調査を行うこと。

1-1-1-28 工事中の安全確保

（一般事項）

当該工事は傾斜地での作業が多く足場が悪いことなどが予測されるため、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）を参考にして、常に安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ること。

1-1-1-36 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間についても遵守しなければならない。

第3編 土木交通共通編

第1章 総則

第13編 治山編

第2章 治山共通

13-1-3-2 施工管理（森林整備）

1. 第3編土木工事共通編第1章総則 1-1-1-25 に定めるものに優先して下記ページに掲載する施工管理基準にて管理を行うものとするものとする。なお、事業の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

2. 施工管理基準表の出来型のうち、測定基準で、「プロット調査による。もしくは全数管理」とされている種別に関しては、原則として全数管理とすること。

なお、これにより難しい場合は発注者と協議により決定すること。

13-1-3-3 エネルギーの節減（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

13-1-3-4 特定調達品目等（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 受注者は使用する資材（材料および機材を含む。）の梱包および容器について、可能な限り簡易であって、再利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

13-1-3-5 諸法令の遵守（環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係）

1. 「1-1-1-36 諸法令の遵守」に示すものの他、下記の諸法令についても遵守するものとする。
(82)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

第4章 治山編

第3節 植栽工等

13-4-3-15 本数調整伐

1. 伐採木は立地条件、植栽木及び有用樹の良好なる成長等を考慮して選木しなければならない。
2. 伐採に当たっては残存木を損傷しないように伐倒方向を定め、かかり木を生じないよう完全に倒伏させなければならない。
3. 伐倒木は後続作業の支障とならないような場所に整理し必要があれば玉切りを行うものとする。
4. 伐倒木の処理、整理については監督職員の指示によるものとする

その他特記事項

1. 伐倒木の片づけを行う場合は、2～3mに玉切りし、枝条とともに等高線に沿って適当な高さで千鳥状に棚積するものとする。なお、棚積は歩道、車道、施設等の周辺を避けて行わなければならない。
2. 地権者からのクレーム、問い合わせ等があった場合は真摯に対応し、直ちに監督員に報告すること。

(土木工事版) 週休 2 日取組指定型工事 実施要領

1. 主旨

建設産業においても、ワーク・ライフ・バランスを促進するために、土木工事現場において週休 2 日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

発注者が、週休 2 日の取組を指定する「週休 2 日取組指定型工事」を実施し、週休 2 日に取組んだ工事に対して、週休 2 日の取得に要する費用を計上する。

- 「週休 2 日取組指定型工事」の適用は、発注者が事前に入札公告等により明示する。
- 週休 2 日の取得に要する費用を計上する。
- 対象工事は、土木交通部が発注する全ての土木工事（災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く）とする。また、現地作業が 1 週間に満たない工事は対象外とする。
- 発注方式は次のとおりとする。
 - 発注者指定方式（完全週休 2 日）
 - 発注者が、完全週休 2 日に取り組むことを指定する。
- 建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。

3. 定義

- ・「完全週休 2 日」の定義は、「工事着手日から工事完了日までの土曜日と日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。（ただし、工事内容により「特定した 2 曜日」とすることができる。）
- ・「現場閉所」の定義は、「現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。」とする。
- ・対象外の期間は以下の（1）および（2）の期間をいう。1 週間は月曜日から日曜日までとする。
 - （1）次に該当する期間を含む週単位の期間とする。
 - ①契約日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等の開始されるまでの期間）
 - ②工期末から 20 日前または工事完了日、のうち早い日から工期末までの期間
 - ③工場製作のみの期間
 - ④工事全体を一時中止している期間
 - ⑤夏季休暇（3 日）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間）
 - （2）以下の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間
 - ①緊急的な関係機関の対応等（現場での事故等を含む）
 - ②天災等により現場が被災した場合、または、被災の恐れがある場合の突発的な作業

- ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
- ④その他、現場条件等により監督職員の指示に基づき休曜日に行う作業
- ・雨休日は、土日、祝祭日、年末年始(6日間)および夏季休暇(3日間)ならびに平日の天候(降雨、降雪等 雨量 10mm/日程度)による不稼動日とする。
- ・工事の完了日は、工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。

4. 実施方法

(1) 工事着手前

- ・受注者が、休曜日を明示した工事工程表を作成した上で、監督員と工程を協議し、土曜日と日曜日（または特定した2曜日）を休曜日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出、再協議により確認する。
- ・工事工程表にあわせて、週休2日の実施が可能か否かの観点により、「工事施工体制」についても受発注者により確認する。
- ・対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行う。

(2) 工事実施期間中

- ・当該工事が「週休2日取組指定型工事」であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場で一般の方の目につきやすい場所に掲示する。
- ・週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理する。
- ・週休2日看板のサイズは問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫する。
- ・週休2日の実施状況は、受発注者の両方で、工事日報等により月毎に確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。
- ・3. 定義の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休曜日の確保が困難な事象が生じても、原則、5. 評価の対象期間から控除しない。
- ・監督職員は、必要に応じて実施状況を確認する。

(3) 工事完了時

- ・すべての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

5. 評価

- ・受注者は、任意様式より実施結果を監督職員に報告し、この報告に基づき、受発注者ともが確認の上、発注者が費用に関して決定する。
- ・工期延期等、工期に変更があった場合、対象は変更後の工期とする。

6. 費用（積算方法等）

週休2日の取得に要する費用は、次の（1）から（3）までによる。

(1) 補正係数

週休 2 日を実施する場合、以下に示す補正係数を、労務費、共通仮設費率、現場管理費率に乘じるものとする。

【完全週休 2 日適用工事】

・ 労務費	1. 02
・ 共通仮設費率	1. 02
・ 現場管理費率	1. 03

なお、土木工事標準単価については、別表-1「週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数」による補正単価を使用することとし、市場単価（土木コスト情報および土木施工単価を根拠とする施工単価）については、別表-2「週休 2 日制工事における市場単価方式の補正係数」による補正単価を使用することとする。

ただし、労務費分が明らかとなっていない見積による施工単価については、補正の対象としない。

また、以下について補正の対象としない。

- ・ 土木工事：工場製作工に該当する体系
- ・ 電気通信工事：工場製作工、機器単体費に該当する体系
- ・ 機械設備工事：労務費、工場製作工に該当する体系

(2) 補正方法

当初予定価格から完全週休 2 日達成を前提として補正係数を各経費に乘じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日が未達成のものは、滋賀県建設工事請負契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

(3) 対象工事である旨等の明示

週休 2 日に取り組む場合は、特記仕様書に対象工事である旨を以下のとおり記載するものとする。

本工事は、発注者が完全週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式（完全週休 2 日）工事である。費用の計上に当たっては、「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事 実施要領」により行う。

完全週休 2 日実施に関する事項は、別添「（土木工事版）週休 2 日取組指定型工事实施要領」に基づき、実施すること。

受注者は休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

取組の結果、完全週休 2 日が未達成であった場合、監督職員が指定するアンケート調査に協力すること。

なお、提出された施工計画書が完全週休 2 日の取組を前提としていないなど明らかに受注者に完全週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

7. 着手前の確認事項等

週休2日に取り組むに当たり以下の点の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更する。

- ①受注者は、休暇日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出する。
- ②「工事工程表」「工事施工体制」について、週休2日の実施が可能か否かの観点により、受発注者により確認し、工期に影響のある事項を共有する。
- ③対象外となる作業が事前に確認できる場合は、事前に協議を行う。

8. 現場閉所の確認方法等

受注者は、毎月第一月曜日までの現場閉所日実績を打合せ簿により報告をする（別紙-1）
 発注者は書類の作成負担等にも考慮し、閉所予定・実績が記載された工程表や作業日報等既存資料により実績報告のあった現場閉所を確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

①休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の両者が、工事日報等により概ね1ヶ月単位(履行報告と同時期等)で確認する。受注者は監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれに応じること。

②確認資料の作成

受注者は工事日報等へ平日に天候(降雨、降雪等)により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所での降雨状況の写真を撮影する、発注時の雨休率算定に用いた地点における降雨量を記録するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

③天候による休工の確認

上記①の確認時に②の資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限する。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

④対象期間における雨休日が発注時の明示以上あった場合

受発注者協議のうえ原則として、その差分について工期の延長を行う。ただし、工期に余裕があるなど工期の延長を行う必要がない場合は、この限りでない。

また、現場条件により工期の延長が困難なため、対象期間の休暇日に作業を行った場合、上記の差分を休暇日に振替えを行うことができる。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者で確認する。

9. 不履行に対する措置

- ・施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていないなど明らかに受

注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。

10. その他

- ・この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定する。

11. 付則

- ・この要領は、令和 7 年 8 月 1 日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

別表-1 週休2日制工事における土木工事標準単価の補正係数

工種名	区分	補正係数
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02
フレア溶接工		1.02
H型ボラード設置工		1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02
	作業車	1.02

別表-2 週休2日制工事における市場単価方式の補正係数

工種名	区分	補正係数
鉄筋工		1.02
ガス圧接工		1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01
道路植栽工		1.02
公園植栽工		1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01
薄層カラー舗装工		1.00
グルーピング工		1.00
軟弱地盤処理工		1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01